

令和7年度任用

熊本県保育士等相談支援員募集案内

申込受付期間

令和7年1月29日(水)
～令和7年2月12日(水)

1 職種、採用予定人数、業務内容及び勤務場所

職種	採用予定人数	業務内容	変更の範囲
①保育士等相談支援員 (社会福祉士等)	1人	(1) 特別な配慮が必要な乳幼児等が入所する保育所の保育士等に対する巡回支援及び相談対応業務 (2) 不適切な保育に関する保護者・施設職員等からの相談及び通報対応業務 (3) その他、上記業務の遂行に必要な業務	雇入れ直後の従事すべき業務と同じ
②保育士等相談支援員 (心理士等)	1人	(1) 特別な配慮が必要な乳幼児等が入所する保育所の保育士等に対する巡回支援及び相談対応業務 (2) 不適切な保育に関する保護者・施設職員等からの相談及び通報対応業務 (3) その他、上記業務の遂行に必要な業務	雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

2 勤務条件等

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。

(3) 勤務地：熊本県庁 子ども未来課 (変更の範囲) 変更なし

(4) 勤務時間・報酬日額等：

① 勤務時間・報酬日額 次表のとおり

② 通勤費用 実費相当額を支給

③ 期末手当 6月期：最大1.25月、12月期：最大1.25月

④ 勤勉手当 6月期：最大1.05月、12月期：最大1.05月

※1 実際の報酬日額は、次表金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)

職 種	勤務時間	報酬日額
①保育士等相談支援員 (社会福祉士等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月 20 日以内、週 29 時間以内 ・ 1 日の勤務時間は次の時間の組み合わせとする <ul style="list-style-type: none"> ①午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時までの計 6 時間 ②午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 3 時までの計 5 時間 	(6 時間) 7,874～8,479 円 (5 時間) 6,562～7,066 円
②保育士等相談支援員 (心理士等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月 20 日以内、週 29 時間以内 ・ 1 日の勤務時間は次の時間の組み合わせとする <ul style="list-style-type: none"> ①午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時までの計 6 時間 ②午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 3 時までの計 5 時間 	(6 時間) 8,943～9,271 円 (5 時間) 7,453～7,726 円

※いずれの職種も、上記勤務時間によりがたい場合は、所属長が別に指定した時間とする。

(5) 休憩時間 : 12:00～13:00

(6) 休日等 : 土、日、祝日

(7) 休暇等 : 年次有給休暇 あり (6ヶ月間継続勤務した場合)

※その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり

(8) 社会保険 : 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。

(9) 公務災害等補償 : 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

(10) 条件付採用 : 今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(11) 地方公務員法の適用

: 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限

- ・ 営利企業への従事等の制限(パートタイム勤務の者を除く)等)

(12) 退職に関する事項

: 地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

3 受験資格

(1) 資格又は免許等

職 種	資 格 要 件
①保育士等相談支援員 (社会福祉士等)	児童福祉に対する理解があり、職務遂行の熱意と見識を有する者で、普通自動車運転免許を有し次に該当する者であること ・ 社会福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者
②保育士等相談支援員 (心理士等)	児童福祉に対する理解があり、職務遂行の熱意と見識を有する者で、普通自動車運転免許を有し次に該当する者であること ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

(2) 両職種共通

次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

人物試験(共通): 個別面接による口述試験を実施します。

【注意: 受験の際に持参するもの】 受験案内(通知)、事前記入調書、筆記用具

※事前記入調書の様式は、後日送付する受験案内(通知)に同封します。必要事項を記入して当日持参してください。事前に提出する必要はありません。

5 試験の日程・会場等

(1) 日 時(共通): 令和7年2月20日(木)

※応募者には、後日、面接の時間と場所を通知します。

(2) 会 場(共通): 熊本県庁

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話096-333-2227

(3) 合格発表

- ・合格者の発表は、令和7年2月25日（火）に行います。
- ・郵送により文書で通知します。また、合格者の受験番号を熊本県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県のホームページにも掲載します。
<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

6 申込手続等

申 込 手 続	申 込 先	熊本県庁 子ども未来課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (電話)096-333-2227	
	申 込 方 法	<p>◎申込書、ハローワークの紹介状、各職種の資格要件に係る免許証・資格証書の写しを、受付期間中に申込先へ郵送又は持参してください。【2月12日必着】</p> <p>-----</p> <p>※申込書に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。 ※申込書の「職種」欄には、希望する職種を必ず記入してください。 ※写真（申込前3ヶ月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの。 縦3.5cm×横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して 所定の箇所に貼ってください。 ※郵送の場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に『会計年度任用職員申込』と朱書してください。 ※返信用の郵便はがきは不要です。</p>	
	受 付 期 間	令和7年1月29日（水）～令和7年2月12日（水）	
	持 参	（受付時間）午前8時30分～午後5時15分まで ※土曜日、日曜日、祝日は、閉庁日のため受付できません。	
	郵 送	令和7年2月12日（水）まで 必着	
受 験 案 内 の 送 付	受付期間終了後、受験票を郵送します。 ※2月18日（火）までに届かないとき、又は受験案内を紛失したときは、速やかに上記申込先まで連絡してください。		

【注 意】

- 1 受験案内は、受付期間終了後郵送しますが、受験案内の送付後は、試験についての問合せ等に受験番号が必要ですから、受験番号は別に控えておいてください。
- 2 両職種とも、応募者多数の場合は上記期間内でも申込みを締め切る場合があります。

7 採用方法等

- (1) 最終合格者については、職種ごとに「熊本県会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、令和7年4月1日以降、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和8年3月31日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないことがあります。

(3) 現在、県の会計年度任用職員、臨時的任用職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求められます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

試験職種	提供を求められることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
①保育士等相談支援員 (社会福祉士等) ②保育士等相談支援員 (心理士等)	受験者本人	総合順位 及び 総合得点	合格発表の日 から1か月間	熊本県庁 子ども未来課

◎ お問い合わせ先

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局
子ども未来課 幼児教育・保育班
(熊本県庁行政棟新館4階)
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
電話 096-333-2227